

JIS Q 1012 (分野別認証指針－プレキャストコンクリート製品)改正説明会
質問・回答一覧 (PDF)

2026年4月8日版

- ① 表面水の測定を自動表面水率測定装置による測定に切り替える場合、変更申請には審議議事録や品質管理実施状況説明書以外でどのような資料が必要になりますか。
A：技術資料として、JIS A 1111などで測定した値との検証結果を添付します。詳細は登録認証機関へお尋ねください。
- ② 附属書 B 表 B.1 1～2行目、共通事項にある「型式検査データ」はどのように解釈すればよいのでしょうか。
A：要求性能を満足していることを確認する行為となるため、要求の内容によりますが、一般的には安全性（終局状態性能）の確認となる場合が多いと思われます。
- ③ 計量精度（動荷重）の毎バッチ目視確認とありますが、JISA5308と同じく1回/月の動荷重検査行なうのでしょうか
A：全数検査を行い記録することが前提となりますので、定期的な動荷重検査は不要になります。
- ④ 材料計量について「全バッチ印字記録又は目視により計量精度を確認したことを記録する」ということですが、粉体材料の累加計量の場合は表示値が連続的に変化するため、その場で瞬時に確認することが難しい場合があります。このような場合、どのような方法で計量精度の確認・記録を行うことが適切と考えられるか、ご教示いただけますでしょうか。
A：印字記録装置を使用するか、目視で行う場合は、予め累加計量時の計量値の許容範囲を確認し、バッチごとにその範囲に入っていることを確認してはいかがでしょうか。
- ⑤ 今回の改正で、表 B.3－工程名、管理項目、品質特性、管理方法及び検査方法の中で、材料計量の工程の管理方法及び検査方法 C)'''で「全バッチ印字記録又は目視で確認したことを記録する」と改正されていますが、この印字記録又は目視で確認する管理は、あくまでも JIS 製品に対して適用するものと考えてよろしいのでしょうか。
A：JIS Q 1012 は製品に JIS マークを付す場合に必要な管理項目／管理方法を規定しています。JIS 外製品の工程管理に適用するか否かは事業者の判断になります。

- ⑥ 自動表面水率測定装置を活用する場合。骨材槽からプラントの貯蔵ビン供給毎に測定され、数値が変わりますが、毎回の数値記録は手書きや印字記録で残さなければなりませんか。

A：計量時に表面水率の値が残るようにしてください。

- ⑦ 「型式検査」と「形式検査」は同じと解釈してよいのでしょうか。

A：ここでは同義として使っています。

- ⑧ 骨材粒度必要都度とありますが、骨材限度見本と骨材を目視点検を行います、目視確認の間隔は決められているのでしょうか

限度見本は写真などで見比べて行っていいのでしょうか

A：限度見本による確認（外観）は入荷の都度必要です。写真の場合、倍率や色の再現性に差異がでるため、実物との比較が必要になります。